

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年9月8日 |
| 【事業年度】 | 第75期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日） |
| 【会社名】 | ダイヤモンド電機株式会社 |
| 【英訳名】 | DIAMOND ELECTRIC MFG.CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 栗田 裕功 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市淀川区塚本1丁目15番27号 |
| 【電話番号】 | 06(6302)8141(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 安藤 武始 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市北区梅田2丁目2番22号 梅田阪神第2ビルディング |
| 【電話番号】 | 06(4799)6886 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 安藤 武始 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月30日に提出いたしました第75期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であり、当社は社外取締役及び社外監査役について、当社外での経験と見識及び専門家としての知見を総合的に勘案して候補者を選定し、取締役会承認を経て、株主総会に諮っております。

社外取締役石川晃三は、企業経営者としてのこれまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させることを目的として選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

社外監査役赤井義宏は、税理士として財務に関する相当程度の知見を有しており、大所高所からのアドバイス、経営の客観性の確保の観点から選任しております。なお、赤井義宏は、東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ております。

社外監査役飯田久夫は、金融機関における長年の経験に基づき財務に関する相当程度の知見を有しており、これを当社の監査に反映させるため、選任しております。監査役飯田久夫が平成23年6月まで在籍しておりました株式会社J S O Lとは、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係がありませんが、平成13年5月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。しかしながら、当社は複数の金融機関と取引を行っており、株式会社三井住友銀行への借入依存度及び当社株式の保有比率は他社に比べ突出していないため、当社の意思決定に対し、株式会社三井住友銀行の意向により著しい影響を及ぼす可能性はなく大阪証券取引所が規定する独立性に関する判断基準に該当することはないと判断し、独立役員として届け出ております。

なお、当社は一部自動車部品の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして、米国司法省と平成25年7月に司法取引契約を締結しました。両監査役は、平素よりコンプライアンス重視の観点からの発言を行っておりますが、本件を受け再発防止に向けて積極的な意見表明を行っております。

社外監査役鈴木健太郎は、弁護士として法的な専門知識を有することから、特にコンプライアンス強化の観点から選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

(訂正後)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であり、当社は社外取締役及び社外監査役について、当社外での経験と見識及び専門家としての知見を総合的に勘案して候補者を選定し、取締役会承認を経て、株主総会に諮っております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役石川晃三は、企業経営者としてのこれまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させることを目的として選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

社外監査役赤井義宏は、税理士として財務に関する相当程度の知見を有しており、大所高所からのアドバイス、経営の客観性の確保の観点から選任しております。

社外監査役飯田久夫は、金融機関における長年の経験に基づき財務に関する相当程度の知見を有しており、これを当社の監査に反映させるため、選任しております。監査役飯田久夫が平成23年6月まで在籍しておりました株式会社J S O Lと、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありませんが、平成13年5月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。しかしながら、当社は複数の金融機関と取引を行っており、株式会社三井住友銀行への借入依存度及び当社株式の保有比率は他社に比べ突出していないため、当社の意思決定に対し、株式会社三井住友銀行の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないと判断しております。

なお、当社は一部自動車部品の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして、米国司法省と平成25年7月に司法取引契約を締結しました。両監査役は、平素よりコンプライアンス重視の観点からの発言を行っておりますが、本件を受け再発防止に向けて積極的な意見表明を行っております。

社外監査役鈴木健太郎は、弁護士として法的な専門知識を有することから、特にコンプライアンス強化の観点から選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

なお、社外監査役赤井義宏及び飯田久夫を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損額賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。